

北上市告示甲第12号

北上市企業立地促進補助金交付要綱（平成15年北上市告示第64号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。ただし、この告示による改正後の第2第1号及び第7号の規定は、同日以後に補助金の交付を申請する認定工場について適用する。

令和6年3月14日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 対象区域 北上市内の次に掲げる区域をいう。</p> <p>ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域のうち準工業地域、工業地域及び工業専用地域（準工業地域にあつては、北上工業団地、北上機械鉄工業団地、北上産業業務団地及び<u>北上流通基地</u>に限る。）</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 製造業 日本標準産業分類（<u>平成25年総務省告示第405号</u>）大分類Eに分類される事業をいう。</p> <p>(3)～(6) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 対象区域 北上市内の次に掲げる区域をいう。</p> <p>ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域のうち準工業地域、工業地域及び工業専用地域（準工業地域にあつては、北上工業団地、北上機械鉄工業団地、北上産業業務団地、<u>北上流通基地及び北上北部産業業務団地</u>に限る。）</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 製造業 日本標準産業分類（<u>令和5年総務省告示第256号</u>）大分類Eに分類される事業をいう。</p> <p>(3)～(6) [略]</p>

(7) 新規雇用者 新たに常用雇用者として採用された市内居住者で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア・イ [略]

(8) [略]

(補助金の額)

第6 補助金の額は、認定企業が工場等を新設した場合に要する固定資産投資額の10分の1に相当する額以内で、同一工場等で3億円を限度とする。ただし、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に認定した企業のうち、平成23年3月11日に宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村又は洋野町に住所を有し、東日本大震災により被災した企業及びそのグループ企業については、4億円を限度とする。

(7) 新規雇用者 新たに常用雇用者として採用された県内居住者で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア・イ [略]

(8) [略]

(補助金の額)

第6 補助金の額は、認定企業が工場等を新設した場合に要する固定資産投資額の10分の1に相当する額以内で、同一工場等で3億円を限度とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。